

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の運用のガイドライン

平成20年6月13日 20林整整第328号
林野庁長官より各都道府県知事、
(独)森林総合研究所あて

最終改正：平成31年4月1日 30林整整第953号

第1 基本方針

1 基本方針の策定

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「法」という。）第4条第1項に基づき、特定間伐等の実施の促進に関する基本方針又は特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針（以下「基本方針」と総称する。）を定めようとする都道府県知事は、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化という法制定の意義、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針（平成25年農林水産省告示第2072号。以下「基本指針」という。）において平成25年度から平成32年度の8年間に全国で年平均52万ヘクタールの間伐を実施すること及び全国的に特定母樹による種穂の採取源を整備することが目標として定められたこと、都道府県知事が基本方針を定めなければ管内の市町村が特定間伐等の実施の促進に関する計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）を作成できず、また、管内の民間事業者が特定増殖事業に関する計画（以下「特定増殖事業計画」という。）を作成できないこと等に鑑み、可能な限り早期に策定することが望ましい。

2 基本方針の公表

法第4条第5項の規定に基づく基本方針の公表は、当該都道府県の事務所において縦覧に供すること、ホームページへの掲載、広報への掲載等により、可能な限り幅広い公衆の縦覧に供されるよう努めることが望ましい。

3 関係市町村長への通知等

法第4条第5項の規定に基づく基本方針の関係市町村長への通知及び農林水産大臣への報告は、関係行政機関等の円滑な協力・連携を図る観点から行うものであることから、基本方針の公表後可及的速やかに行うことが望ましい。

4 基本方針の変更

基本方針を定めた都道府県知事は、森林の現況、経済的・社会的条件の変動等に伴い、その内容を変更する必要があると認められるときは、法第4条第6項の規定により準用される同条第4項及び第5項の規定により当該基本方針を変更する必要がある。

第2 特定間伐等の実施の促進

1 特定間伐等促進計画の作成

市町村は、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化という法制定の意義、基本指針において平成25年度から平成32年度の8年間に全国で年平均52万ヘクタールの間伐を実施することが目標として定められたこと等を踏まえ、都道府県知事による基本方針の策定後、可能な限り早期に特定間伐等促進計画を作成することが望ましい。

また、当該特定間伐等促進計画の作成に当たっては、森林組合等の地域の関係者との連携を密にしつつ、十分な調整を行うとともに、森林・林業に関する専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士（フォレスター）の助言等を活用しながら行うことが望ましい。

2 特定間伐等促進計画に定める事項

(1) 特定間伐等促進計画の区域

市町村は、特定間伐等促進計画の区域（以下「特定間伐等促進区域」という。）の設定に当たっては、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定し、地形図等を用いて当該区域の概略を示すことが望ましい。

(2) 特定間伐等促進計画の目標

市町村は、特定間伐等促進計画の目標の設定に当たっては、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化という法制定の意義、基本指針において、平成25年度から平成32年度の8年間に全国で年平均52万ヘクタールの間伐を実施することが目標として定められたこと等を十分に踏まえ、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等の林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、意欲的な数値目標を設定することが望ましい。

(3) 特定間伐等の実施に係る事項

市町村は、特定間伐等促進区域において実施する特定間伐等に係る事項の設定に当たっては、以下に留意することが望ましい。

市町村は、特定間伐等促進区域において実施する特定間伐等に係る事項の設定に当たっては、以下に留意することが望ましい。

① 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐主体、間伐時期、間伐面積、間伐立木材積、間伐方法及び林齢その他間伐に関する事項

イ 間伐を実施する森林の所在場所

間伐を実施する森林の所在場所は、森林所有者等の意向等を踏まえつつ、平成25年度から平成32年度までの間において適切に間伐を実施する

ことが予定されている場所とし、字及び地番並びに林班及び小班等により具体的に特定するとともに、図面において当該区域を具体的に明らかにすることが望ましい。

なお、森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された保安林及び同法第29条の規定により指定された保安林予定森林並びに同法第41条の規定により指定される保安施設地区の予定区域において行う間伐を特定間伐等促進計画に位置付けようとする場合には、当該間伐の実施に当たって、森林法に基づく当該予定区域における制限に係る手続が必要であることに鑑み、あらかじめ都道府県の保安林担当部局と十分な調整を図ることが望ましい。また、森林法第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林及び森林経営管理法（平成30年法律第35号）第42条第1項に規定する災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられた森林のうち間伐を必要とするものについては、積極的に特定間伐等促進計画に位置付けることとし、法に基づく措置を活用してそれらの解消に努めることが望ましい。

ロ 間伐の実施方法

市町村森林整備計画に定められている間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐の標準的な方法等の間伐の基準に沿って、適切な実施方法を設定することが望ましい。

ハ スギ花粉発生抑制への配慮

特定間伐等の実施に当たっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）を踏まえ、都市周辺等のスギ林の分布状況に応じて、雄花の多いスギ林分の間伐等の推進に努めること。

② 造林する森林についての所在場所別の造林主体、造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法その他造林に関する事項

イ 造林を実施する森林の所在場所等

造林を実施する森林の所在場所は、①のイに準じて適切に設定することが望ましい。

市町村森林整備計画において「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林等については、市町村森林整備計画制度等の運用について（平成3年7月25日付け3林野計第305号林野庁長官通知。以下「市町村森林整備計画制度等の運用通知」という。）により、当該森林の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年（択伐による伐採跡地については5年）以内に人工造林を実施することとされていることから、この期間内に人工造林が実施されていない伐

採跡地については、積極的に特定間伐等促進区域に含めることが望ましい。また、伐採跡地への天然更新については、市町村森林整備計画制度等の運用通知により、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に完了することとされており、天然更新が完了しておらず、人工造林が必要な伐採跡地についても、積極的に特定間伐等促進区域に含めることとし、本法に基づく措置を活用して、適切に造林を実施し、その解消に努めることが望ましい。

なお、植栽前の地拵え、植栽後の下刈り等を実施する場合は、その実施主体、実施時期、実施方法についても併せて記載することが望ましい。

また、保安林内で造林を行おうとする場合においては、①のイと同様、都道府県の保安林担当部局と十分な調整を行うことが望ましい。

ロ 農地への造林

造林を行おうとする土地が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあるときは、当該土地について、農業振興整備計画の変更の手続を経る必要がある。また、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地に該当するときは、当該土地について、農地転用許可を得る必要があることに鑑み、あらかじめ、当該許可権者等の担当部局との調整を図っておくことが適当である。

③ 間伐又は造林を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置に関する事項

特定間伐等の実施に必要な施設として、作業路網のほか、土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置についても記載することが望ましい。

(4) その他特定間伐等の実施の促進に関する事項

特定間伐等の実施の促進のため、実施主体に対する相談・援助窓口の設置、集落座談会・講習会の開催、森林の境界確定のための作業、不在村森林所有者への働きかけ等の取組を行う場合は、特定間伐等の実施の促進に関する事項として、具体的に記載することが望ましい。

(5) 都道府県知事への協議

法第5条第6項の規定に基づく協議の際に、都道府県知事は、特定間伐等促進計画が基本方針に照らして適当でないとき、市町村に対し内容の改善について助言することが望ましい。

(6) 特定間伐等促進計画の公表

法第5条第7項の規定に基づく特定間伐等促進計画の公表は、市町村の広報への掲載、市町村の事務所において縦覧に供すること、ホームページへの

掲載等により、可能な限り幅広く公衆の縦覧に供されるよう努めることが望ましい。

3 地方債の特例

法第7条第1項の地方債の特例は、特定間伐等促進計画に基づき実施される特定間伐等について、その森林の有する資本的価値等に着目しつつ、集中的な間伐等に伴う地方公共団体の財源の確保、財政負担の平準化等を図る観点から、当該特定間伐等の実施又は助成に要する経費を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第5号に規定する経費（公共施設又は公用施設の建設事業費）とみなすものであり、同特例の対象は、特定間伐等促進区域において実施する特定間伐等に係る美しい森林づくり基盤整備交付金事業並びに森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金事業のうち造林関係事業における都道府県又は市町村の負担分である。

同特例措置を活用した地方債の発行については、法第7条第1項に規定する総務省令及びこれに関連して総務省から発出される通知に従って、円滑かつ適切に実施する必要がある。

4 伐採の届出

特定間伐等の実施主体として特定間伐等促進計画に定められた者が当該特定間伐等促進計画に従って行う立木の伐採については、森林法第10条の8の伐採及び伐採後の造林の届出の規定は適用しないものとされている。一方、特定間伐等促進計画に従って、森林経営計画等（森林経営計画及び平成24年4月1日以降に効力のある森林施業計画をいう。以下同じ。）の対象となっている森林の伐採を行う場合には、森林法第15条の規定により、伐採後の届出を行うことが必要である。

第3 特定母樹の増殖の実施の促進

1 増殖する特定母樹の情報の提供

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針を定めた都道府県知事（以下「特定都道府県知事」という。）は、管内の民間事業者が特定増殖事業を円滑にできるよう、農林水産大臣が指定する特定母樹の中から地域に適したものを選択し、農林水産大臣が指定する特定母樹の指定番号、成長に係る特性等の当該特定母樹に係る情報をホームページへの掲載等により、速やかに提供することが望ましい。また、当該情報提供を行う際は、特定都道府県知事は、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）等の特定母樹を所有する者と調整の上、当該特定母樹の種穂等の提供が可能な時期、価格、特定母樹の種穂等の提供に当たっての留意事項等の情報についても併せて提供することが望ましい。

2 特定増殖事業計画の記載事項

法第9条第1項の規定に基づき、特定増殖事業計画の認定を受けようとする者は、当該特定増殖事業計画を作成するに当たっては、以下に留意することが望ましい。

(1) 特定増殖事業の目標

特定増殖事業の目標の設定に当たっては、平成32年度までに整備する予定の採種園又は採穂園毎の特定母樹の植栽本数及び目標とする種穂の生産量を定量的指標を用いて具体的に記述することが望ましい。

(2) 特定母樹の種類、特定母樹を繁殖する方法、特定母樹を植栽する土地の所在地及び面積並びに植栽する特定母樹の本数、配置及び管理に関する事項

① 特定母樹の種類

特定母樹の種類に記載に当たっては、農林水産大臣が指定する特定母樹の指定番号を樹種毎に記載することが望ましい。

② 特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法に記載に当たっては、繁殖に使用する特定母樹の種穂又は苗木別の数量及び当該特定母樹の入手先となる当該特定母樹を所有する機構等の者の名称、接ぎ木、挿し木その他具体的な繁殖の方法別の繁殖予定数量、繁殖するための施設等を明らかにすることが望ましい。

③ 特定母樹を植栽する土地の所在地

特定母樹を植栽する土地の所在地は、以下の事項に留意して選定することが望ましい。

イ 日当たりの良い場所を選定することにより、良質な種穂が生産しやすくなること。

ロ 林道等から近い場所を選定することにより、管理の効率性の向上を図ることができること。

④ 植栽する特定母樹の配置

特定母樹の配置に関する事項の記載に当たっては、整備を行う採種園又は採穂園の設計図を添付することが望ましい。また、特定母樹により構成される採穂園の整備を行う場合は、特定母樹を樹種毎に集植する等、種類毎の管理が容易な配置とすることが望ましい。

⑤ 植栽する特定母樹の管理

植栽する特定母樹の管理に関する事項の記載に当たっては、特定母樹の植栽、育成、樹形誘導、着花促進、種子採取、整枝剪定等の作業種等について具体的な方法を明らかにすることが望ましい。

(3) 地域森林計画対象森林内における特定母樹の植栽に伴う立木の伐採を行う場合の伐採する森林の所在場所

法第9条第2項第3号に規定する場合にあっては、伐採する森林の所在場所の記載に当たっては、字及び地番並びに林班及び小班等により具体的に特定するとともに、図面において当該区域を具体的に明らかにすることが望ましい。

- (4) 特定母樹から採取する種穂の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）

特定母樹から採取する種穂（配布のためにする苗木の育成を含む。）の配布に関する事項の記載に当たっては、種子、穂木又は苗木の種別毎に配布の予定時期、配布の予定先及び予定数量を明らかにすることが望ましい。

また、特定母樹から採取する種穂を用いて、自ら苗木を育成し、配布する場合にあっては、苗木の育成の場所及び苗畑等の面積を明らかにすることが望ましい。

- (5) 特定増殖事業の実施時期

特定増殖事業の実施時期の記載に当たっては、事業を開始する年月日から、事業を終了する年月日までを明らかにするとともに、特定母樹の繁殖、植栽、育成、種穂の採取、種穂又は苗木の配布等の作業工程毎の予定実施時期を明らかにすることが望ましい。

- (6) 特定増殖事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

特定増殖事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法の記載に当たっては、必要となる施設・作業等の種類毎に資金調達先別の金額を明らかにすることが望ましい。

3 特定増殖事業計画の認定等

特定都道府県知事は、特定増殖事業計画を作成しようとする者に対し、必要な助言等を行うことが望ましい。

4 特定増殖事業の実施

- (1) 特定母樹を所有する者への確認等

特定都道府県知事は、法第9条第1項又は法第10条第1項の認定を行おうとするときは、法第9条第2項第2号から第6号までに掲げる事項が特定増殖事業計画に係る特定増殖事業を確実に実施するために適切なものであるか否かを確認するに当たり、増殖が予定されている特定母樹を所有する機構等の者に対し、種穂等の提供の可否の確認等を行うことが望ましい。

- (2) 技術的能力その他の能力の確認

特定都道府県知事は、特定増殖事業計画の認定を受けようとする者が、当該特定増殖事業計画に従って特定増殖事業を適確に遂行するに足りる技術的能力その他の能力を有しているか否かを確認するに当たり、必要に応じてヒアリング等を行うことが望ましい。

(3) 特定母樹の種類の種類な管理

法第9条第1項の認定を受けた者（以下「認定特定増殖事業者」という。）は、特定増殖事業の実施に当たって、特定母樹の種類が特定できるよう、種類の表示等の厳格な管理を行うことが望ましい。

(4) 生産事業者表示票の表示義務等の遵守

認定特定増殖事業者が、当該認定に係る特定増殖事業計画に従い、植栽した特定母樹から採取した種穂又は当該種穂を用いて育成した苗木を配布する際には、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条第1項の規定に基づき、生産事業者表示票を表示する必要があるが、当該表示票においては、林業種苗法施行規則（昭和45年農林省令第40号）第21条第5号の都道府県知事が種苗につき特に定めているその他の表示事項として、種穂の指定採取源の名称についても記載することが望ましい。

また、種穂又は苗木を配布する際には、林業種苗法第24条第2項の規定に基づき、種苗の配布区域の制限を遵守する必要がある。

(5) 育種母樹及び育種母樹林の指定

特定都道府県知事は、認定特定増殖事業計画に従い、認定特定増殖事業者が植栽した特定母樹について、林業種苗法第3条第1項の規定に基づき、育種母樹林又は育種母樹として指定することが望ましい。

この場合において、特定都道府県知事は、指定した育種母樹林又は育種母樹毎に、当該育種母樹林又は育種母樹が特定母樹により構成されたものであることが分かるような名称の設定を行うことが望ましい。

(6) 機構等の支援

特定都道府県知事は、法第14条第3項の支援が円滑に行われるよう、特定増殖事業計画を認定又は変更の認定をした際は、特定母樹を所有する機構等の者に対し、当該認定又は変更の認定を行った旨、特定母樹を増殖するために必要な種穂の数量等の情報を提供することが望ましい。

また、機構、都道府県の林業試験研究機関等は、認定特定増殖事業者に対し、特定母樹の繁殖、採種園及び採穂園の造成、種子の貯蔵等に関する技術の提供等の必要な支援を行うよう努めなければならない。

5 特定増殖事業計画の変更等

法第10条第3項の規定に基づき、特定都道府県知事が、認定増殖事業計画の変更の指示を行う場合は、当該指示の理由を付すとともに、変更後の認定増殖事業計画の内容が適切なものとなるよう助言、指導等を行うことが望ましい。

6 生産事業者の登録等の特例

(1) 認定特定増殖事業者の登録簿への記録

法第12条第1項の規定により林業種苗法第10条第1項の規定による登録を

受けたものとみなされる場合に、登録証（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則（平成20年農林水産省令第37号）第7条の登録証をいう。以下同じ。）の交付等にあたり必要となる事項（林業種苗法第10条第2項第1号から第5号までに掲げる事項並びに登録番号及び登録年月日をいう。）の記録については、管理の効率、閲覧者の便益等の観点から、特定都道府県知事は、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第2条の生産事業者登録簿（以下「生産事業者登録簿」という。）に登録して行うことが望ましい。

(2) 登録証の交付及び備付け等

① 登録証の備付け

登録証の交付を受けた認定特定増殖事業者は、当該登録証等を備え付けなければならない。

② 登録証の書替交付

特定増殖事業を実施しようとする者が法第9条第1項の認定を受けたこと、又は認定特定増殖事業者が法第10条第1項の認定特定増殖事業計画の変更の認定を受けたことに伴い、登録証の記載事項に変更を生じたときは、特定都道府県知事は、その書替交付を行う必要がある。

③ 認定特定増殖事業計画の変更の認定又は取消しに伴う登録簿の訂正又は抹消

特定都道府県知事は、法第10条第1項の規定により認定特定増殖事業計画の変更の認定を行うときは、(1)に掲げる事項を生産事業者登録簿（以下「生産事業者登録簿」という。）に登録した場合において、生産事業者登録簿等の(1)の記録の訂正を行い、同条第2項若しくは第3項の規定により認定の取消しを行うときは、生産事業者登録簿等の(1)の記録の当該認定増殖事業者に係る記載事項を抹消するよう留意することが適当である。

(3) 生産事業者表示票の表示義務等

特定増殖事業を行う者は、林業種苗法第18条の規定に基づき、生産事業者表示票の表示義務等を負い、同法第26条の規定に基づき、帳簿の備付け義務を負う。

7 その他の留意事項

認定特定増殖事業計画に従って配布された種穂若しくは当該種穂により育成された苗木の配布を受けた林業種苗法第2条第2項に規定する生産事業者（特定増殖事業を実施する者以外の者を含む。）が、当該種穂若しくは苗木を用いて育成した苗木の配布を行う際、又は同条第2項に規定する配布事業者が、当該種穂若しくは苗木の配布を行う際には、同法第18条第1項又は第2項の規定に基づく生産事業者表示又は配布事業者表示票において、林業種苗法施行規則

第21条第5号の都道府県知事が種苗につき特に定めるその他の表示事項として、種穂の指定採取源の名称についても記載することが望ましい。

第4 様式例

参考として、市町村が作成する特定間伐等促進計画、特定増殖事業を実施しようとする者が作成する特定増殖事業計画、その認定申請書等について、別記様式1から5までのとおり様式例を示す。

付則 改正後のこの通知は、施行の日から効力を有する。